

平成31年1月より仙台市産婦健康診査事業が始まりました



★ 助成の対象や健診の内容等について

- 対 象：平成31年1月1日以降に出産された、
健診日時点で仙台市に住民票のある産婦さん
- 助 成 回 数：2回（産後2週間頃と1か月頃）
- 健 診 内 容：産後のこころとからだの健康チェック
（問診、診察、体重・血圧測定、尿検査、エジンバラ産後うつ病質問票（EPDS））
※EPDSは必ず行うことが必要です。
- 助成上限額：健診1回につき5,000円まで
※この金額を上回った分は自己負担となります。

仙台市では、平成31年1月1日以降に出産された方を対象に、産後2週間頃及び産後1か月頃の産婦健康診査にかかる費用の助成を行っております。

出産後間もない時期は、心身ともに不安定になりやすい時期であり、お母さんのこころとからだの健康チェックを行うことはとても大切です。

ぜひ、産婦健康診査を受けましょう。

～助成券についてご留意いただきたいこと～

- 「母子健康手帳別冊（産婦健康診査助成券）」を受け取られた方で、平成30年12月31日より前に出産した方は、助成の対象となりませんのでご留意願います。
- 「母子健康手帳別冊（産婦健康診査助成券）」は、仙台市産婦健康診査登録医療機関及び助産所で利用することができます。「母子健康手帳別冊（産婦健康診査助成券）」に添付の「仙台市妊産婦健康診査登録医療機関名簿」や仙台市ホームページをご覧ください。
- 里帰り等出産で県外で産婦健康診査を受ける場合は、産婦健康診査終了後に『里帰り産婦健康診査補助金交付申請』をすることで、助成上限額内で健診費用を助成します（ただし、EPDSは必ず行うことが要件となります）。「母子健康手帳別冊（産婦健康診査助成券）」内のご案内や仙台市ホームページをご覧ください。

●仙台市ホームページ「産婦健康診査」



★ お問い合わせはお住まいの区の区役所・総合支所へお願いいたします。（平日の月～金8時30分～17時まで）

□青葉区家庭健康課	☎022-225-7211(代)	□青葉区宮城総合支所保健福祉課	☎022-392-2111(代)
□宮城野区家庭健康課	☎022-291-2111(代)	□若林区家庭健康課	☎022-282-1111(代)
□太白区家庭健康課	☎022-247-1111(代)	□太白区秋保総合支所保健福祉課	☎022-399-2111(代)
□泉区家庭健康課	☎022-372-3111(代)		